
学校生活に ついでの きまり

【小学校】

規則正しい学校生活を送るために



さつき野学園

2025年1月改訂

1. 制服・身だしなみについてのきまり

男子

夏：㊤ポロシャツ ㊦制ズボン（無地・装飾のないベルト）

- ・ シャツの裾はズボンに入れます。
- ・ ベストを着用できます。

冬：㊤ポロシャツ ㊦制ズボン（無地・装飾のないベルト）

- ・ シャツの裾はズボンに入れます。
- ・ 防寒のために、ベスト、セーターを着用できます。
- ・ 【正装】ネクタイ・カッターシャツ（5年生以上）
白地の靴下・ベストもしくはセーター

女子

夏：ポロシャツ ㊦制スカートか制ズボン（5年生以上）

- ・ ベストを着用できます。

冬：㊤ポロシャツ ㊦制スカートか制ズボン（5年生以上）

- ・ シャツの裾はスカート・ズボンに入れます。
- ・ 防寒のために、ベスト、セーターを着用できます。
- ・ 【正装】リボン・ブラウス（5年生以上）
白地の靴下・ベストもしくはセーター

共通

【名札】

- ・ 夏服、冬服ともに学校内で着用します。

【制帽】

- ・ 登下校時に着用します。

【靴】

- ・ 運動靴・スニーカーを履きます。

【上靴】

- ・ 市販の上靴を履きます。

【インナー】

- ・ シャツやブラウス、ポロシャツから色移りせず、制服からはみ出さないものにします。

【靴下】

- ・ 特に決まりはありません。

×レッグウォーマー・ルーズソックス

【体操服】

- ・体操服には、ゼッケンをつけます。
- ・寒いときは長袖体操服を着用できるように準備しましょう。
- ・体操服の下に肌着を着用することができます。
×長袖の肌着、タイツ

【防寒具】

- ・セーターやベストを着用しても、まだ寒さを感じる場合は教室内でも家にある防寒着を着用できます。ただし、先生の指示がある場合は防寒着を脱ぎます。
例・理科・家庭科・体育・習字などの実験・実習時
 - ・給食配膳時（厚手のジャンパーやコート）
 - ・儀式的行事（正装のとき） など
- ・登下校時にマフラー、ネックウォーマー、手袋を着用できます。
（校内では着用しません。）
- ・ひざかけは教室内でのみ使用できます。
- ・使い捨てカイロを使用してもよいですが、必ず家に持ち帰って捨てましょう。

【頭髪】

- ・肩にかかる長さの頭髪は、以下の時に束ねましょう。
 - ①体育の授業時。
 - ②先生の指示があるとき。（活動の内容により指示をします。）
- ・髪のコムは装飾のないものにします。
×染髪、脱色、パーマ、整髪料、色のピン、大きなピン、カチューシャ、シュシュ

【その他】

- ・装飾品（アクセサリー等）は着用しません。

2. 学校生活についてのきまり

【登校】

- ・8:00～8:25の間に登校します。

【欠席・遅刻】

- ・欠席、遅刻する場合は
 - ① tetoru(当日8:20まで)
 - ② 保護者の方からの電話(8:00～8:25)
 - ③ 連絡帳

いずれかの方法で連絡します。遅れてくるときは、保護者の方と一緒に来ます。

【体調不良時の早退】

- ・学校から保護者の方へ連絡し、迎えに来てもらいます。

【体育の見学】

- ・保護者の方に連絡帳に見学理由を書いてもらい、授業までに先生に見せます。

【持ち物】 すべての持ち物に名前を書きましょう。

- ・ランドセルで登校します。
- ・ランドセル以外での登校は先生から指示された日に限ります。
- ・学習に必要なもの（教科書、ノート、筆記用具など）を持ってきます。
- ・水筒もしくはペットボトルにお茶・水を入れて持ってきてましょう。

※シャープペンシルは禁止です。

※学習に必要なものは持ってきません。

※忘れ物に気づいたときは先生に相談しましょう。取りに帰ることはできません

【携帯電話に関して】

- ・校内への持ち込みは禁止しますが、大阪府教育庁が示しているガイドラインに沿って、学校・保護者ともに必要性を認めた場合のみ許可します。校内使用は一切禁止です。

携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (ア) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- (イ) 校内では、携帯電話を使わない。
- (ウ) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
- (エ) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
- (オ) **ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。**

※ 災害等の緊急時以外で、保護者から携帯電話への連絡はしない。

※ 破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。

【大阪府教育庁ＨＰ「小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」より】

- ・校内では携帯電話は取り出せないで、校外で電源の入り切りをしましょう。
 - ・この許可は保護者の方から学校への申請により、学校が判断します。許可を受けた際には学校が保管している「同意確認書」を提出します。
- ※以上の決まりを守れなかった場合、持ち込み許可は取り消します。**

【休み時間】

- ・右の看板があるような場所や、コンクリートの上では遊びません。
 - ・掲揚台に赤旗が立っているときは、運動場で遊べません。
- その時は、担任の先生にトランプを借りることができます。



【放課後】

- ・子どもだけで校区外へ遊びに行きません。(様々な危険が伴います。)

3. 保健室についてのきまり

次のような時に保健室が利用できます。

- ・体調不良や怪我をしたときの手当て。
- ・悩みや不安なこと、からだのことについての相談。
- ・保健の学習や資料が必要なときなど。

【体調不良・けがでの来室時】

- ・学年・組・名前をはっきり伝え、原因や症状をできる範囲で伝えましょう。
- ・授業中に保健室を利用しなければならない時は、担任の先生か教科担任の先生に伝えてから利用しましょう。
- ・大きな声や音は出しません。
- ・保健室内のものは、勝手に触りません。
- ・最初の応急処置はできますが、継続した手当はできません。
- ・内服薬（飲み薬）は準備していません。
- ・ベッドでの休養は、一時的な休養で良くなるもの（回復の見込みのある場合）や家庭からの迎えを待つ場合などに限り、原則として1時間をめどに利用できます。